

令和4年度 第1回 教育に関する事務の点検・評価委員会

日時：令和4年11月22日（火）午後5時40分～

場所：豊島区役所8階 教育委員会室

【次第】

- 1 開 会
- 2 委員自己紹介
- 3 事務局紹介
- 4 教育長挨拶
- 5 委員長選出
- 6 議 事
 - (1) 教育に関する事務の点検・評価の実施について
 - (2) 令和3年度評価実施事業 取り組み状況報告
 - (3) 評価対象事業のヒアリング及び質疑応答
「オリンピック・パラリンピックの機会を活かした教育の推進」
- 7 閉 会

【資料】

1. 教育に関する事務の点検・評価の実施について・・・・・・・・・・（資料1）
2. 令和3年度評価実施事業 取り組み状況報告・・・・・・・・・・（資料2）
3. 令和4年度 教育に関する事務の点検 事業分析シート
「オリンピック・パラリンピックの機会を活かした教育の推進」・・・・（資料3）
4. 教育に関する事務の点検・評価委員会設置要綱・・・・・・・・・・（参考資料1）
5. 教育に関する事務の点検・評価実施要綱・・・・・・・・・・（参考資料2）

教育に関する事務の点検・評価の実施について

1 根拠

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第26条の規定に基づき、教育委員会の権限に属する事務の前年度の執行状況等について毎年度点検及び評価する。

豊島区教育委員会が評価対象として指定した事務事業の執行と施策に関連する学校の取り組みの状況とを合わせて、施策の推進に有効に機能しているか点検・評価する。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律

(教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等)

第二十六条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務(前条第一項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務(同条第三項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。))を含む。)の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

2 委員会の設置目的

点検・評価の客観性、透明性、公正性を確保するとともに区民への説明責任を果たすために、教育に関する識見を有する外部委員による委員会を設置する。

3 評価方法及び評価の視点

豊島区教育委員会が指定する事業の効率性・有効性を点検・評価する。評価の視点は、以下のとおりとする。

- ① 施策を構成する各事業が効率的に執行されているか。
 - ・適正な経費で、最大の効果を上げることができたか
 - ・効率的な手法・手段となっていたか
 - ・計画に即して円滑に事業を執行できたか
- ② 事業構成は施策の目的に照らし合わせて必要かつ十分であるか。
 - ・目的の妥当性、区民・教員等のニーズはあるか
 - ・時代の要請に適応した事業内容となっていたか
 - ・対象とする範囲は適正であったか
- ③ 事業内容は施策に対し、有効に働いているか。
 - ・目標とする効果・成果をあげることができたか
 - ・児童生徒の教育上、真に有効な取り組みであったか
 - ・活動指標、成果指標の目指す方向性に即した取り組みであったか

また、効率性・有効性の評価は以下の3段階とする。

(効率性の評価)

- A 高い・・・実施手法は適切で、見直しの必要はない
- B 適正・・・実施手法は概ね適切である
- C 低い・・・見直しが必要である

(有効性の評価)

- A 高い・・・区民・教員等のニーズが高く継続すべき事業であり、十分な成果を挙げている
- B 適正・・・一定のニーズがあるとともに継続が求められており、成果を挙げている
- C 低い・・・区民・教員等のニーズや社会変化に適応しておらず、見直しが必要である

4 評価票及び評価の指標

評価にあたっては、別紙1事業分析シートを用いる。各事業の指標は、施策の目的に向けた進捗度や達成度を図り得るものを選定する。

5 令和4年度の委員会開催日程について

○ 委員会日程

	日 時	内 容
第1回	令和4年 11 月 22 日(火) 17:30～19:30	・昨年度点検・評価対象事業の評価後の取組み状況報告 ・対象事業の説明、質疑、審議、点検評価 ① オリンピック・パラリンピックの機会を活かした教育の推進
第2回	令和4年 11 月 30 日(水) 9:30～12:00	・対象事業の説明、質疑、審議、点検評価 ① 学校施設環境改善交付金対象事業(池袋第一小学校) ② 放課後事業の充実 ※施設見学を実施する予定です。
第3回	令和4年 12 月 19 日(月) 17:30～19:30	・対象事業の説明、質疑、審議、点検評価 ① コロナ禍における学校生活について ② 特別支援教育(インクルーシブ教育の推進)
第4回	令和5年2月1日(水) 17:00～19:00	・点検・評価報告書確認、今年度のまとめ

6 評価の流れ

- (1) 第1回～第3回で、評価対象事業(5事業)にかかる質疑・審議会を行う
ただし、第3回までに審議を終えることが出来なかった場合には、別途審議予備日に審議する事を可とする。
- (2) 第1回～第3回の会議終了後、各委員に個々の事業についての評価を、評価票(別紙2)に記載し、事務局に提出頂く(1月10日(火)必切)。
- (3) 各委員から提出頂いた評価票を事務局でとりまとめ、各事業についての報告書(案)を作成する。
- (4) 事務局が作成した報告書(案)を各委員にメールで送付し、内容を確認、加筆修正頂く。
※ 評価確定のため、各委員間の協議が必要な場合は、別途評価にかかる協議の場を設定する(オンライン会議での協議も視野に入れております)。
- (5) 第4回委員会(2月1日(水))にて、委員長より評価結果の報告を頂くとともに、各委員からご意見、講評を頂く。

令和4年度 教育に関する事務の点検 事業分析シート

別紙1

事業名				担当課						
1. 事業概要及び現状										
事業の目的 〔どのような状態にしたいか〕										
事業の対象 〔対象となるヒト・モノ〕										
事業の概要 〔事業の手法〕										
基礎データ 〔利用者等の情報〕										
豊島区教育ビジョン2019における位置付け										
根拠法令					事業開始年度					
取組状況	3年度に実施した具体的な取組内容									
	活動指標	指標		目指す方向性	単位	元年度(実績)	2年度(実績)	3年度(計画)	3年度(実績)	4年度(計画)
		①								
		②								
③										

(前頁より続き) 1. 事業概要及び現状

達成状況	成果指標	指標		目指す方向性	単位	元年度 (実績)	2年度 (実績)	3年度 (計画)	3年度 (実績)	4年度 (計画)
		①								
		②								
		③								

2. 事業費の推移

単位 (金額の項目:千円)		元年度	2年度	令和3年度		令和4年度	
		決算	決算	予算	決算	予算	増減 (R3決算比)
事業費	A						0
財源内訳	国、都支出金						0
	使用料・手数料	B					0
	地方債・その他						0
一般財源	C=A-B	0	0	—	0	0	0

3. 課題及び今後の方向性

課 題	
課題への対応策 及び今後の方向性	

【様式】 評価票

	評価	判断理由
効率性		
有効性		

(効率性の評価)

- A 高い・・・実施手法は適切で、見直しの必要はない
- B 適正・・・実施手法は概ね適切である
- C 低い・・・見直しが必要である

(有効性の評価)

- A 高い・・・区民等のニーズが高く継続すべき事業であり、十分な成果を挙げている
- B 適正・・・一定のニーズがあるとともに継続が求められており、成果を挙げている
- C 低い・・・区民等のニーズや社会変化に適応しておらず、見直しが必要である

令和 3 年度評価実施事業 取り組み状況報告

内 容 令和 3 年度に実施した教育に関する事務の点検・評価における意見に対する現時点での取り組み状況について報告する。

- 1 ICT 環境の整備
- 2 学校の働き方改革の推進
- 3 コミュニティ・スクールの導入・教育活動の充実
- 4 区立幼稚園の認定こども園化の検討
- 5 学校施設環境改善交付金対象事業

ICT 環境の整備

意見

- (1) ICT 活用プロジェクトチームの設置によって、モラル面など、見えない課題の発見につながっており、この課題を解決につなげていくことは教育において重要である。教員研修や ICT 活用サポートについても一定の成果をあげているが、今後のさらなる継続、充実に期待したい。
- (2) 教科における活用から学校運営、生徒指導など幅広い活用について、今後も検討されることを期待したい。

(1) 令和 4 年度における教員研修及び ICT 活用サポート

○ 職員研修について

- ・ 教員に対して、従前の校務支援システムの操作研修を集合研修から、ICT を活用し動画による操作研修に変更した。受講者からは、受講時間が選べる、動画を巻き戻すことで分からない点を聞き直すことができる等、好意的な意見が寄せられた。また、セキュリティ研修について、従前の管理職、情報担当等の研修に加えて新たな試みとして 5 月に新任の職員に向け動画視聴による研修を実施した。

○ ICT 活用サポートについて

- ・ 各校当たり月 4.5 回の頻度で、授業支援、校務支援等を行っている。タブレット PC が児童・生徒に一人一台の配付が進んだことで、教員からタブレット PC を授業等で効果的に活用するための支援依頼が寄せられるようになった。授業支援として教員が活用できる教材の作成を進めるとともに他の教員に対して情報の共有を行った。

(2) 令和 3 年度 各校におけるタブレットパソコンの活用状況について

○ タブレットパソコンを活用することでの期待像

・文部科学省「学びの保障」

・SDGs 目標4

子供たち誰一人取り残すことなく、最大限に学びを保障

質の高い教育をみんなに

・GIGA スクール構想

多様な子どもたちを誰一人取り残すことなく

公正に個別最適化された創造性を育む教育

○ 令和 3 年度 豊島区教育委員会における「オンライン学習」の定義

『タブレットパソコンをツールとして、一斉学習、個別学習、協働学習 ができること』

学校における ICT を活用した学習場面

各教科等の指導で ICT を活用することは、子供たちの学習への興味・関心を高め、分かりやすい授業や「主体的・対話的で深い学び」の実現や、個に応じた指導の充実に資するもの。

A 一斉学習	B 個別学習	C 協働学習
<p>教師や授業支援システム、教材・教材の活用などにより、全員が同じペースで学習を進められる。</p> <p>41 授業による教材の提示</p> <p>42 教材による個別学習</p> <p>43 授業活動</p>	<p>デジタル教材などの活用により、自分のペースで学習を進められる。</p> <p>44 教材による個別学習</p> <p>45 教材による個別学習</p> <p>46 個別学習</p>	<p>タブレットや電子黒板等を活用し、教室内の授業や他校・海外の学校との交流学習において子供同士による意見交換、発表などが行われる。</p> <p>47 授業活動</p> <p>48 協働学習</p>
<p>49 授業活動</p> <p>50 協働学習</p>	<p>51 協働学習</p> <p>52 協働学習</p>	<p>53 協働学習</p> <p>54 協働学習</p>

※「学びのイノベーション事業」実践研究報告書(平成29年1月)

○ 令和3年度「タブレットパソコン活用週間」(学期1回設定)について

- 趣旨** ① タブレットパソコンを活用した授業を全教員が実施し、効果的な活用により、児童・生徒の学習意欲を高めさせる。
- ② 感染症や自然災害等の非常時に備え、タブレットパソコンを活用した授業展開ができる技能を身に付ける。

<活用促進する上でのコンセプト> いつか本番がくる、ではない。「使う」が日常に！

教員	・校内研究、研修、校務分掌での活用⇔授業の練習になる ・自分がやっていることを、全体に広める(例:週1回夕会時にICT情報交換)
児童・生徒	・通常の授業でもMeet、クラウド学習ツールを活用⇔扱いに慣れておく ・家庭学習でタブレットを使う⇔教師が課題を出しておく

○ 教員研修他

- 令和3年5月:タブレットに関する情報メールマガジン(C4thにて)配信開始 不定期
7月:タブレットミニ研修(オンライン)開始 不定期
9月:全校で、土曜授業時に、オンライン学習の練習

○ 活用場面の多様化

- ・デジタル教科書の実証事業
- ・学級閉鎖時、コロナ不安、不登校の児童・生徒へのオンラインによる学習保障
- ・オンラインでの教員研修 共同編集機能を活用した授業、フォームを活用した調査
- ・学校評価アンケート 区立図書館電子図書館の周知(アイコン)
- ・相談窓口の周知(相談機関の一覧「不安(ふあん)や悩(なや)みがあるときは
… 一人(ひとり)で悩(なや)まず、相談(そうだん)しよう」及びアシスとしまのアイコン)

取 組
状 況

学校の働き方改革の推進

<p>意見</p>	<p>(1) 単年度では難しいとされる校務システムの改革をはじめ、人員や機器の導入以外の側面での推進を行うことで、より効率性が高まるのではないかと考える。教員自身が働き方改革の具体的内容を考えることで、結果的に働き方改革が進まない可能性もあるものの、教員からの声を活かした取り組みの実現があると、より効率性が高まるのではないかと考える。</p> <p>(2) 質的な規準が教師の職務への意欲や教育への情熱に関係していることから、学校側からの意見等を収集し可能な限り事業の改善に活かすことで、今後よりよい成果をあげることが期待できる。</p> <p>(3) コロナ渦という社会状況を鑑みると、教員の働き方については見えにくく、一概には判断しづらい面もあるが、教員のニーズに十分適応した有効性が得られているとは言い難い。特に、目的として挙げられている「心身の健康保持と、誇りとやりがいをもって職務に従事できる環境」を整備するには、「在校等時間が 60 時間を超える教員をゼロにする」という当面の目標がそもそも低い。「当面の」との表記が事業概要にあるものの、過労死ラインを基準に設定するのではなく、もう少し高い目標を設定できるような環境を整備する必要があると考える。区民も含め、意識のレベルの問題でもあるが、ICT を活用するなどの具体的な策を講じた上で、児童生徒も含む、区民への啓発活動も必要と考える。</p>
<p>取組状況</p>	<p>(1) 今年度、全区立小・中学校の教員を対象に、学校における働き方改革に関するアンケートを実施し、管理職を含む教員の働き方の現状と意識を把握し、意見を収集することができた。今後も教員の意見に寄り添い、多面的に教員の負担を軽減していくとともに、重点的に取り組む施策を見極め、取組を推進していく。なお、アンケートの質問項目「働き方改革をさらに進めるために特に必要な取組」の回答として、割合が高い項目、「学校徴収金の公会計化・システム導入」、「学校への調査等の精選・見直し」などについては、教員の校務にかかる負担軽減のために引き続き検討を進めていく。</p> <p>(2) 今回のアンケートから、「業務へのやりがいを感じている」と回答している教員は、小・中学校とも 8 割以上が「感じている」と回答していることが確認できた。「業務の満足度」と「勤務・業務の状況」との関係など、分析を深め、課題をブラッシュアップすることで、今後の働き方改革の取り組みに活かし、よりよい成果に繋げていく。</p> <p>(3) 令和 2 年度に導入した出退勤システムの機能を令和 4 年度に拡張し、システムで休暇や職務免除の取得状況を管理できる環境整備を進めている。このことにより、これまで以上に教員の在校等時間をより正確に把握することが可能となる。今後は、プランに掲げている「在校等時間が 60 時間を超える教員をゼロにする」当面の目標の早期達成に向けて、在校等時間の把握を定期的に行い成果を図ることで、効果のある取り組みを推進する。</p> <p>また、教員の働き方改革について、当事者の教員だけでなく、保護者、地域住民に対しても意識改革のための啓発に力を入れ、更なる達成目標の設定に向けて、成果を図りつつ継続的に取り組みを推進する。</p>

コミュニティ・スクールの導入・教育活動の充実

<p>意見</p>	<p>(1) 他区の実践や、本区の現状を分析し、本区としての特色をもった「豊島区コミュニティ・スクール」構想を検討している手法は適切といえる。十分な議論の結果作成したガイドラインの検証をぜひ進め、有用なものとしてほしい。</p> <p>(2) 地域ぐるみとなると規模も大きく、難しい部分もあると思うが、誠実で常に前向き、且つ迅速なとしまの教育を貫いて進めて欲しい。</p> <p>(3) 仕組みづくりの効率性については十分だと考えるが、実際の住民の参画の実態など、もう少し住民と学校との間の「溝」を埋める必要があると考える。仕組みがよりよく活かされるソフト面での整備が進めば、有効性が高まるのではないかと考える。</p> <p>(4) 伝統芸能の取り組みなど、好例となる事例を集約するなどして活かし、学校ではなく地域が主体となれるような取組を取り入れることを検討して頂きたい。</p> <p>(5) 設置計画における校数はあくまで目標として捉え、焦ることなく、コミュニティ・スクールの運用上の課題を、モデル校等で明らかにするとともに、詳細な部分でも課題解決を検証していくことが、コミュニティ・スクールの継続、充実に繋がる。この意味での事業の継続に期待したい。</p>
<p>取組状況</p>	<p>(1) 令和4年度はガイドラインを活用しながら池袋中学校、高南小学校が令和5年4月からのコミュニティ・スクール導入を目指し準備を行っている。今後も導入を推進するにあたって有効なガイドラインとなるよう、必要に応じて修正していく。</p> <p>(2) コミュニティ・スクールの導入にあたっては、地域の方々を含めた研修を行うなど、地域とともにとしまの教育を推進する体制構築を図っている。</p> <p>(3) 研修や学校運営協議会委員と学校の交流など互いを知る、ビジョンを共有するところから学校と地域との距離を縮め、コミュニティ・スクールの有効性を高めていく。</p> <p>(4) 池袋本町小学校グリーンボランティア活動、仰高小学校巣鴨地蔵通り持久走、千登世橋中学校防災ジュニアスタッフ活動など、学校だけでなく地域が積極的に関わる事業などが展開されている。</p> <p>また、全30校で学校と保護者・地域などが協働で活動している「SDGs達成の担い手育成事業」を生かし、学校とともに取り組んでいる大人たちとビジョンを共有しながら、コミュニティ・スクールの継続・充実・拡大につなげていく。</p> <p>(5) コミュニティ・スクールの継続、充実に図っていくため、導入前だけでなく導入後においても学校によるコミュニティ・スクール運営及び課題解決について教育委員会による支援を続けていく。</p>

区立幼稚園の認定こども園化の検討

意見

- (1) 効率的な手法、手段という側面において、見直しが必要ではないかと考える。また、区民・教員等のニーズが十分にあり、時代の要請に適応した事業内容となっているものの、その検討のスピードが、社会の要請やニーズと照らすと、やや遅いのではないかと考える。
- (2) 区立幼稚園の認定こども園化によって、教育・保育の量の拡充を図ることは十分に可能だと考えるが、現状の検討では具体化しているのが1園であるとともに、ハード面での物理的な検討が主となっている。開園後の安定した運営を見通すためにも、幼稚園教諭、保育士などのスタッフの免許、資格に関するニーズの把握や研修システムの検討と整備、教育保育内容の検討など、主にソフト面の観点から質の向上を図る取組を現時点から検討する必要があると、このような事業の推進が、長い目で見た効率性の高さと考ええる。
- (3) 分園型のメリットとデメリットを整理して示すなど、より質的な検討や、区民のニーズを拾う取組が必要だと考える。区立の認定こども園の良さを区民に周知し、安定した運営を実現するためには、現段階からの質的な側面でのさらなる検討が重要だと考える。その中には、小学校との連携も視野に入れる必要があるのではなかろうか。

取組状況

- (1) 認定こども園の検討にあたっては、国・都の動向や保護者ニーズなど直近の社会的要請を踏まえたうえで、可能な限り早期に実現を目指していく。
- (2) 分園型認定こども園の設置にあたっては、職員体制、人材育成体制、保育・教育内容、指導検査体制、教育課程編成、具体的な運営方法に係る事項について検討するため庁内に検討会を設置し、検討を進めている。
- (3) 認定こども園の教育・保育の質については検討会において、メリット、デメリット(及びその解決策)を含めて検討を進めている。
また、分園型認定こども園の検討と並行して、池袋幼稚園、池袋第五保育園のある池袋小学校ブロックにて私立園も交えた保幼小連絡会を開催しており、保幼小連携の実践や研究結果を認定こども園の運営にも生かしていく。

学校施設環境改善交付金対象事業

<p>意見</p>	<p>(1) 視察校の例ではあるが、改修業者は学校の教育活動を優先して非常に助かっているという報告を得た。業者選定は一定のきまりに従って行われることは前提であるが、今後も業者の「質」という部分にも配慮して頂きたい。</p> <p>(2) 本年度の点検においては、特に問題はないが、事業目的には、教育環境の充実の他に「防災機能の強化」もある。今後の計画では、このことについても計画的に実施されることを期待したい。</p>
<p>取組状況</p>	<p>(1) 工事の発注は原則競争入札により行っているが、工事仕様の工夫や、落札後の打ち合わせや協議などによって、工事の質を確保するとともに、安全確保など学校運営に十分配慮した施工がなされるよう取り組みを継続していく。</p> <p>(2) 防災機能強化の補助金メニューの「外壁改修」については、営繕部門と協議のうえ、15年程度で改修できるよう計画的に取り組んでいる。また、校庭についても毎年度老朽化状況などを踏まえて計画的に改修しているが、その機会にあわせてマンホールトイレ整備など防災機能強化を図っている。</p>

令和4年度 教育に関する事務の点検 事業分析シート

資料 3

事業名		オリンピック・パラリンピックの機会を生かした教育の推進		担当課	指導課						
1. 事業概要及び現状											
事業の目的 〔どのような状態にしたいか〕		<ul style="list-style-type: none"> 平成28年度から都内全公立学校で展開してきたオリンピック・パラリンピック教育の成果を踏まえ、各学校において、「ボランティアマインド」、「障害者理解」、「豊かな国際感覚」を重視した取組を、家庭や地域社会と連携しながら継続し、共生社会の実現を目指す。 東京都教育委員会が示すオリンピック・パラリンピック教育の3つのレガシー <ol style="list-style-type: none"> 子供たち一人一人の心と体に残る掛け替えのないレガシー 学校における取組を、大会後も長く続く教育活動として発展 家庭や地域を巻き込んだ取組により、共生・共助社会を形成 									
事業の対象 〔対象となるヒト・モノ〕		学校、家庭、地域社会									
事業の概要 〔事業の手法〕		<ul style="list-style-type: none"> 各学校が展開してきたオリンピック・パラリンピック教育において、5つの資質の育成と関連付けて発展させてきた活動、もしくはこれを契機に新たに取組を始めた活動の中から、学校経営方針、教育目標、幼児・児童・生徒の実態、地域性等を鑑み、学校の特色としてこれかそも継続させる活動を各学校一つ以上「学校2020レガシー」として設定する。 									
基礎データ 〔利用者等の情報〕		<ul style="list-style-type: none"> 児童・生徒数及び学級数(令和4年5月現在)、教員数(令和4年5月現在) <ul style="list-style-type: none"> 小学校 児童数 9,191人 学級数 331学級 教員数 515人 中学校 生徒数 2,708人 学級数 84学級 教員数 173人 									
豊島区教育ビジョン2019における位置付け		基本方針4. 健やかな体の育成				基本施策2. 生涯を通じてたくましく生きるための体力づくり					
根拠法令		「東京都オリンピック・パラリンピック教育実施方針」(H28.1) 「東京都オリンピック教育抄録」(R4.3)		事業開始年度	平成28年度						
取組状況	3年度に実施した具体的な取組内容 <ul style="list-style-type: none"> 「世界ともだちプロジェクト」 全校実施 各学校5か国の学習及び交流を継続して実施 「令和3年度オリンピック・パラリンピック教育アワード校」 仰高小学校、要小学校、高松小学校 3校指定 【東京2020大会における子供の競技観戦】 令和3年7月24日(土)～令和3年9月5日(日) <ul style="list-style-type: none"> オリンピック観戦…新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、無観客にて開催 パラリンピック観戦…新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、本区は見送り(学校連携観戦のみ入場) 										
	活動指標	指標			目指す方向性	単位	元年度(実績)	2年度(実績)	3年度(計画)	3年度(実績)	4年度(計画)
		①	教育課程に取組の位置付け		→維持する	校	33	33	33	33	33
		②									
③											

(前頁より続き) 1. 事業概要及び現状

達成状況	成果指標	指標	目指す方向性	単位	元年度(実績)	2年度(実績)	3年度(計画)	3年度(実績)	4年度(計画)
		①	共生社会実現に向けた取組	→維持する	校			33	33
		②							
		③							

2. 事業費の推移

単位 〔金額の項目:千円〕		元年度	2年度	令和3年度		令和4年度	
		決算	決算	予算	決算	予算	増減 (R3決算比)
事業費	A	5,505	4,348	13,927	2,515	0	-2,515
財源内訳	国、都支出金	5,505	4,348	8,400	2,515	0	-2,515
	使用料・手数料						0
	地方債・その他						0
一般財源	C=A-B	0	0	—	0	0	0

3. 課題及び今後の方向性

課 題	オリパラのレガシーをどのような形で学校で残していくのか、教職員が具体的なイメージを持ってないことが多い。
課題への対応策 及び今後の方向性	「ボランティアマインド」、「障害者理解」、「豊かな国際感覚」に関連して現在学校で取り組んでいる内容をカリキュラムマネジメントによって関連付け、新たな教職員の負担を伴わずに「学校レガシー」を教育課程に位置付ける。

教育に関する事務の点検・評価委員会設置要綱

平成20年6月10日
教育長決定

改正 平成22年6月23日

改正 平成27年4月 1日

(設置)

第1条 教育委員会がその権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行うに際し、点検及び評価の客観性や透明性を確保するとともに、区民への説明責任を徹底するため、教育に関する事務の点検・評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 教育委員会の権限に属する事務の点検及び評価に関すること。
- (2) その他教育委員会が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員3人をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者で構成し、教育委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験者 1人
- (2) 学校経営経験者 1人
- (3) 区民 1人

3 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

4 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

5 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代行する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は就任した年度の末日までとする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が召集する。

2 委員会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第6条 委員会の会議は公開とする。ただし、公開することが相当でないと委員会が認めるときは、この限りでない。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、教育部庶務課において行う。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成20年6月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年6月23日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月 1日から施行する。

教育に関する事務の点検・評価実施要綱

平成20年6月10日

教 育 長 決 定

改正 平成24年6月 4日

改正 平成25年6月27日

改正 平成27年4月 1日

(目的)

第1条 この要綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（平成19年法律第97号）の規定に基づき、教育委員会がその権限に属する事務の点検・評価及び公表について必要な事項を定めることにより、区民の視点に立った客観性や透明性の高い教育行政の推進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「点検・評価」とは、外部の知見を活用して教育委員会事務局が行う教育活動の執行状況を検証し、教育施策の推進に資することをいう。

(目的及び目標の設定)

第3条 課長は、毎年度ごとに課の組織の中期的方針に基づき、事務事業を取りまとめ、指標等を用いて当該方針に連なる目標を設定するものとする。

(点検・評価)

第4条 前条の規定により設定した目標の達成度及び施策の進捗状況について、点検・評価を行うものとする。

2 前項に規定する点検・評価の観点、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 効率性（実施方法とコストの視点）

(2) 有効性（設定された目標の達成度、施策実現や向上への寄与）

(点検・評価結果の活用)

第5条 点検・評価結果は教育委員会の基本方針にかかる計画の策定及び事務又は事業実施等において活用し、適切な措置を講ずるものとする。

(結果の公表)

第6条 点検・評価結果は、議会へ報告し、区民へ公表するものとする。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、教育部庶務課において行う。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年6月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年6月4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年6月27日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。